

Q-SANリフォームおがわのおすすめリフォーム補助金制度一覧（2018年度）

下記補助金をお手伝い致します。詳しくはご連絡下さい。相談は無料です。



TEL 0949-23-2525

★住宅リフォーム補助金（直方市、飯塚市・・・）																							
市民の快適な住環境の整備および地域経済の活性化を図るため、市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。																							
対象者（全て該当） <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住居登録している ・対象住宅の所有者であり、その住宅に居住している ・市税等の滞納がない（世帯員全員） ・過去にこの住宅リフォーム補助金の交付を受けていない ・暴力団員でない（世帯員全員） 																							
補助額 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象工事費の10%の額（千円未満切捨て） ・補助の上限：10万円 ※工事費の消費税分は除いて計算 ○ 予算控 に達したときは、その時点で受付を締切ります																							
対象工事（全てに該当） <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅のリフォーム工事（※店舗併用住宅は住居部分のみ） ・市内の施工業者が請負い、工事費（消費税を除く）が10万円以上となる工事 ・平成31年3月31日までに竣工し完了届けが提出できる工事 ・市が実施する他の住宅補助制度の対象でない工事（他の住宅補助金制度を受けた場合は、その対象工事費を除いた額が補助対象となります） 																							
対象工事の主な例 <ul style="list-style-type: none"> ・浴室、台所などの水廻り改修 ・建具、タタミ、サッシなどの入替え ・オール電化工事 ・公共下水道に接続する場合の排水設備工事（住宅リフォームに伴うもの） 																							
★介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修																							
要支援1・2、要介護1～5と認定された方が、手すりの取付けや段差解消などの対象となる住宅改修を行い、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合、支給されます。																							
対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2、要介護1～5と認定され、在宅で生活されている方 																							
利用限度額 <ul style="list-style-type: none"> ・20万円まで。（数回に分けて利用可能） ※1割（もしくは2割）は自己負担のため、住宅改修費の支給は18万円（16万円）が上限																							
対象工事の主な例 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの取付け ・和式便器から洋式便器への便器取替え ・段差の解消 ・引き戸等への扉の変更 																							
対象となる住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援1・2、要介護1～5と認定されら方が住居している住宅 ※被保険者証に記載されている住所の住宅のみ ○住宅の新築や増改築（新たに居室を設ける等）は、支給対象となりません。																							
相談・検討 住宅改修を行う前に、担当のケアマネージャー（要支援の方は、担当の地域包括支援センター）に相談し、改修内容の検討後、ケアマネージャーや施工業者に提出書類の作成を依頼してください。																							
★合併処理浄化槽設置整備事業																							
合併処理浄化槽を設置する場合、予算の範囲内において設置費用の一部を補助します。自治体によって補助金額等多少異なりますので詳しくはQ-SANリフォームおがわまでお問い合わせください。																							
【直方市の場合】																							
対象区域 以下の区域を除く直方市内全域 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共下水道整備済区域（下水道法第9条の規定により公示された公共下水道の処理区域） 2. 公共下水道認可区域（下水道法第4条第1項の規定による認可を受けた事業計画区域） ※詳細な区域範囲については、下水道課にてご確認ください。 3. 市の農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設、その他集中浄化槽処理区域 																							
対象工事の主な例 以下の全てを満たす合併処理浄化槽 <ol style="list-style-type: none"> 1. 処理対象人員が50人以下であり、BOD除去率90%以上、方流水のBODが20mg/リットル以下であること 2. 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合していること 3. 主に居住の用に供する建物、または延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に設置すること 																							
留意事項 上記補助要件を満たす場合でも、市の予算的事情から交付できない場合があります また、以下の場合には、交付決定を取消し、補助金の返還を求めることがありますのでご注意ください <ol style="list-style-type: none"> 1. 浄化槽法、建築基準法等の関連する法令に違反している場合 2. 補助申請前に浄化槽設置工事に着手している場合 3. 市の定める日までに工事を完了し、所定の報告書を提出の上、完了検査を受けることが出来ない場合 4. 市が定めた浄化槽工事の技術上の基準に従って設置工事を行っていない場合 5. 浄化槽設置後、浄化槽法に定める維持管理（法定検査・点検・清掃）を実施しない場合 																							
補助金額																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">人槽区分</th> </tr> <tr> <th>浄化槽の種類</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> <tr> <td>11～50人槽</td> <td>750,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分		浄化槽の種類	補助金の額	5人槽	332,000円	6～7人槽	414,000円	8～10人槽	548,000円	11～50人槽	750,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2018年度から実施される上乘せ補助金</th> </tr> <tr> <th>補助事業</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存単独浄化槽の処分に要する経費</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>既存汲み取り便槽の処分に要する経費</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>配管設置工事に要する経費</td> <td>140,000円</td> </tr> </tbody> </table>	2018年度から実施される上乘せ補助金		補助事業	補助金の額	既存単独浄化槽の処分に要する経費	90,000円	既存汲み取り便槽の処分に要する経費	60,000円	配管設置工事に要する経費	140,000円
人槽区分																							
浄化槽の種類	補助金の額																						
5人槽	332,000円																						
6～7人槽	414,000円																						
8～10人槽	548,000円																						
11～50人槽	750,000円																						
2018年度から実施される上乘せ補助金																							
補助事業	補助金の額																						
既存単独浄化槽の処分に要する経費	90,000円																						
既存汲み取り便槽の処分に要する経費	60,000円																						
配管設置工事に要する経費	140,000円																						
※併用住宅の場合の人槽区分は、居住部分から算出される人槽が適用されます																							
※浄化槽及び便槽の撤去・処分が対象となります。 ※今までの補助金に加算されます。																							